

平成19年に所得が減って所得税が課されなかった方

# 申告により平成19年度（昨年度）の 住民税（市県民税）が還付されます

**申告**を  
お忘れなく!!

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

※この措置は、「平成19年分の所得税が課税されない程度の所得となった方」を対象としており、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成19年分の所得税が課税されない場合は対象となりません。

対象となり得る方は、  
例えば…



出産や  
病気のため  
長期休職  
されていた方



定年退職  
された方や  
依願退職  
された方



自営業で  
業績悪化のため  
大幅に所得が  
減った方

以上のような方で、平成19年分の所得税が課されなかった場合は、この措置の対象になる可能性があります。

所得変動に係る経過措置による**住民税の還付**を  
受けるためには**申告が必要**となります。

申告書は、市役所税務課で配布する所定の様式に、住所、氏名、生年月日などを記載していただくだけの簡易なものになっています。

申告期間

平成20年  
7月1日～31日まで

申告先

平成19年1月1日の  
時点でお住まい  
の市区町村

## ◎所得変動に係る経過措置

